

地域密着型通所介護及び総合事業（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス（独自））

一 通所介護及び介護予防通所介護サービス施設 一

一 若宮すこやか家族 運営規程 一

（事業の目的）

第1条 医療法人社団十九六会が開設する「若宮すこやか家族」（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び総合事業（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス（独自））の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員等の従業者（以下、「従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対して適正な地域密着型通所介護及び総合事業（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス（独自））を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 地域密着型通所介護及び総合事業（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス（独自））の提供にあたり、従業者は利用者の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 地域密着型通所介護及び総合事業（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス（独自））の提供にあたり、従業者は利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

3 従業者は、サービスの提供にあたって懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者の意思と人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応して適切に行うこととし、従業者は介護技術の習得に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、関係する市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 地域密着型通所介護及び総合事業（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス（独自））の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、必要に応じて居宅介護支援事業者へ情報を提供する。

（事業の運営）

第3条 事業の実施は事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 若宮すこやか家族

(2) 所在地 市原市若宮3丁目3番地16 若宮渡部医院2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して事業に関する法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
 - ①生活相談員 サービス提供日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
営むことができるよう適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。
 - ②介護職員 サービス提供日ごとにサービス提供時間を通じて1名以上
介護職員は、利用者の入浴・給食等の介助及び援助を行う。
 - ③機能訓練指導員 サービス提供日ごとに1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。
- (3) 送迎員 1名
事業所と利用者の居宅間における送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 毎週月曜日、火曜日、水曜日、金曜日
(ただし、国民の休日、12月29日～1月3日、
8月13日～8月16日を除く)
 - ②営業時間 午前9時15分～午後6時00分
- 2 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
- ①サービス提供日 毎週月曜日、水曜日、金曜日
(ただし、国民の休日、12月29日～1月3日、
8月13日～8月16日を除く)
 - ②サービス提供時間 午前10時00分～午後4時00分

(地域密着型通所介護及び総合事業(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス(独自))の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、10名とする。

(地域密着型通所介護及び総合事業(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス(独自))の内容)

第8条 地域密着型通所介護及び総合事業(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス(独自))の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等)
- (2) レクリエーション
- (3) 健康チェック
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 食事の提供
- (6) 入浴の介助
- (7) 送迎
- (8) アクティビティ(介護予防)

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護及び総合事業(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス(独自))を提供したときの利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」によるものとする。

2 地域密着型通所介護及び総合事業(介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス(独自))を提供したときの利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、一食につき600円を徴収する。

4 おむつ代については、実費を徴収する

5 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり50円を徴収する。

6 前各号に掲げるものの他、指定通所介護又は指定介護予防通所介護及び第1号通所事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、実費を徴収する。

7 前各項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び利用料その他の費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

8 費用を変更するときは、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対して説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護又は指定介護予防通所介護及び第1号通所事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供したサービスの内容及び費用の額その他必要な事項を記載した書面を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、市原市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、利用者に対して事前に次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること

(2) 共有の施設・設備は他者の迷惑にならないよう利用すること

(3) 時間に遅れたときは送迎サービスを受けられない場合があること

3 利用者は、サービスの提供を受ける際に医師の診断、日常生活上の留意事項及び利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所に助言指導を求める。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた場合、速やかに主治の医師等へ連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。なお、主治医等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第15条 事業所は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的に原則的に利用せず、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含む。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のために次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービスの提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

2 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

3 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団十九六会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規程は、令和6年8月22日から施行する。

変更履歴
なし